

## ソークラテースの死をめぐる一、二の問題

霞 信三郎

アテーナイ (Athênai) の公けの記録によれば、衆知のように、ソークラテースは七十才を一期に、紀元前三九九年の春、牢獄で、静かに毒杯を仰いで刑死した。

パイドーン (Phaidón) の言葉を借りていうならば、ソークラテースは、「われわれが知る限りの彼の時代の人々の中で、最もすぐれた人物であり、さらに、知恵と正義において比類なき人物 (tón tote hōn epeirathēmen ariston kai alíos phronimótaton kai dikaiótaton) <sup>(二一八)</sup>」であった。そのソークラテースが、メレートス (Melétos) を代表者とす  
るアニュトス (Anutos) らの告訴にもとづいて、彈該裁判の結果、「ソークラテースは犯罪者である。彼は青年を腐敗せしめるもの、国家の信ずる神々を信ぜずして、他の新しき鬼神を信ずるものである (Sōkrátē phēsín adikein tous te neous diaphtheironta kai theous hous hē polis nomizei ou nomizonta, hetera de dainonia kaina) <sup>(二一九-C)</sup>」の罪状のもとに、国法から死刑を宣告された。実際に死刑の行われたのは、宣告があつてから、一カ月もあつてあつたが、彼の死刑は、ただ一日のあわただしい裁判によつて、決定されたものであつた。 <sup>(二七〇)</sup>

ところで、ソークラテースは、当時、もっともすぐれた人物といわれ、また、實際、倫理思想史上でも偉大な哲人であるだけに、その死には考うべき幾多の問題を残している。

いま、われわれは、そのうち、彼が、自分の死をどのように考えていたかに問題を限定して考えてみたいと思う。

註、ソークラテースの弁明 (Apologia Sokratous) からの引用は、(一七A) から (四二E) まで

クリトーン (Kriton) からの引用は、(四三A) から (五四E) まで

バイドーンからの引用は、(五七A) から (一一八E) まで、( ) 内の数字等は、それぞれの対話篇の引用箇所を示す。

さて、われわれは、ソークラテースが自分の死をどのように考えていたかを知るためには、まず第一に、彼と神との関係を問題にしなくてはならないと思う。第二に、彼と国家 (polis)、または、彼が、国法 (nomos) を、どのように考えていたかということ、問題にしてみなければならないと思う。

### 一、ソークラテースと神 (θεός)

ソークラテースと神との関係は、「賢明なものは独り神のみである (tōi onti ho theos sophos einai)」とか、「私は信じている、私の神に対する奉仕以上にいかなる偉大な善きもの (善) (meizon agathon) も、この国において、いまだかつて生じなかったことを」とか、「アテナイ人諸君よ、私は諸君を敬愛する。しかし、私は諸君に従うよりも、むしろ、神に従うであらう (andres Athēnaioi, aspazomai men kai philō, peisomai de mallon tōi theōi e hūmōi)」とかという、ソークラテースの言葉と、彼の、以上の態度を終止一貫、堅持したこととから、われわれは彼にとって、真に賢明なるもの (知者)、奉仕すべきものは神のみであり、したがって、彼にとって、神に奉仕すること、神の命に従って行為することが、善のうち最大のものであり、生き甲斐のあることであつたと理解する。

まさに、かくして、彼と神との関係は、彼の生涯をつうじて、その一挙手一投足は、神を中心に行わるべきものであり、また行われたのであつた。

例えば、そのことは、ソークラテースの生涯を決定づけたギリシア人たちの神、デルポイ (Delphoi) の神託 (chresmos) が、その巫女の口を通して、ソークラテース以上に賢明なものはない (anellen oun he Phuthia medena sophoteron einai.)<sup>(三A)</sup>とのべていると、ソークラテースに、彼の弟子カイレポーン (Chairephon) によって告げられるや、彼は、その真意は何処にと、全力をかたむけて究明した、その態度にみる事ができると思う。

思うに、彼は、もともと、神の言葉に虚偽はないと信じていた。神の言葉は真実であって、疑うべき余地のないものであった。しかも、彼は、自分は、賢者であるとは思っていなかった。しからば、デルポイの神託をいかに解すべきか、その真意はどこにあるか、それは、彼にとつて、緊急な、全能をかたむけて探索しなければならぬ問題であった。実際、彼は、全身をかたむけて探索活動をした。ここに、われわれは、彼の神を中心にこれと一体化しようとする態度をみることができる。ともかく、思い、考えあぐねた末、彼は、その真偽を確かめるために、とくに、市民のうち、知者 || 賢者といわれていた政治家たち (politikoi) や、詩人たち (poietai)、手工業者たち (cheironotechnoi) を次々に訪ね、神託の真意はどこにあるかを問題にし、そのことを吟味 (eketazein) した。そして、次のような理解に到達することができた。

すなわち、(一)、彼は、まず、神はたしかに、自分をもっとも賢明なものであるといっている。しかし、自分は、人間にとつて、もっとも大事なことである、魂の美しい善い (kalos kagathos) こと (kalokagathia) 、つまり、人間として、市民としてすぐれていること、すなわち、徳 (arete) について、その真にいかなるものであるかを知らないこと、(二)、次に、以上のことを、国家の安危を背負っている政治家、靈感的な詩人たち、さらに、技能者として、自分たちの仕事に対して熟達している手工業者たちに吟味してみ、彼らもまた、何にも知らないということ、<sup>(三C-D)</sup>、その上、彼らはその知らないことを自覚していないこと、——<sup>(四)</sup>しかるに、自分は、その無知 (anathia) を自覚している

(<sup>(1111)</sup>gignoskō) こと、<sup>(1111)</sup>因、そして、それと対蹠的に、以上のことを神が洞見している。この意味で真に、神だけが知者であるという理解に達したのであった。

すなわち、彼は、「人々よ、お前たちのうちで、最も賢明なるものは、ソークラテースのように、自分は、本当のところは、知恵に関しては、何のとりべきところのないものと自覚したものである (hoi houtos humōn, o anthropoi, sphōtatos estin, hostis hōspēr Sōkratēs egnōken hoi oudenos axios eai tēi alētheiai pros sophian.)」ことを知り、却って「しかしながら、諸君、事實は、おそろしく、賢明なるものは、神のみであり、神が、かの神託において言わうとするところは、人間の知恵は、ほとんど価値がないか、または、全く無価値である (to de kinduneuei, o andres, hoi onti ho theos sophos einai, kai en hoi chrēmōi toutōi touto legein, hoi hé anthropinē sophia oligou tinos axia estin kai oudinos.)」とのべているのだ、という理解に達するに至った。

以上、彼は、真の知者、真理の洞見者は神であるとの認識と確信に立つに至ったのであるが、さらに、彼は、この確信を契機に、自分以外の人々、わけても、アテーナイ市民を援助して、その、賢明なものでないことを示してやる (hoi theoi boēthōn endeiknumai hoi ouk esti sophos) ことが、神託の要求であり「神の命令に従うこと (kata ton theon)」であるとの使命観に立つに至り、生涯、その使命達成のために、身命を捧げ、その行動を変えることがなかった。ここにも、彼の、神命のままに、神と一体化しようとする態度をみることができる。

さて、しからば、以上のような、彼を目して、国家の神々を信せず、他の新しい鬼神たち (daimonia) を信するものであると、糾弾するものは、彼の言に従えば、まず、鬼神に関することどもは、その存在を認めるが、鬼神 (daimōn) は認めないという輩であって、それは、的はずれの糾弾であった。また、神託に従って行っている行為を

犯罪者の行為であり、青年を腐させるものであるとするものは、「私が神託に従わず、死を怖れ、また、賢明でないのを賢明なものだと思つているに外ならない (apeithōn tei mantētai kai dedics thanaton kai hoionenos sophos <sup>(一九八)</sup> einai ouk on)」ものである。

それにしても、以上みてきたところからすれば、ソークラテースが、いかに、神を崇敬し、神を信じ、神託の真意を探索しようとして、これと真剣に取り組み、神を眞の知者と観じ、神の知にあつ、かろうとして、神を中心ものごとを考え、行動していたか、極めて明らかなるところであると思う。また、彼の実践が、それを立証してあまりあるものがあると思う。

さて、ソークラテースにとって、人間として、もっとも大事なことは、人間の美しい善いことについて、すなわち、人間として、市民としての徳を誕生させること<sup>(一九九)</sup>であった。しからば、彼にとって、人間として、最も大切なことは、人間にとって本質的なもの、すなわち、眞の自己<sup>(二〇〇)</sup>魂(精神<sup>(二〇一)</sup> ψυχή=psyche)が、美しい善いものになること、精神ができる限り、すぐれたものになるように (hopos hos ariste esta) 気遣うことであった。すなわち、精神が、眞の知<sup>(二〇二)</sup>真理に向い、それを観照できるように配慮し、世話することであった。と同時に、精神がすぐれたものになるために、邪魔になるもの、それは、肉体 (soma) にかかわる欲望 (epithumia) や、「出来る限りの多額の (pleistos) 金銭 (chremata) や、名声 (doxa) や榮与 (time) のことだけを念ずる」<sup>(二〇三)</sup>情念に根ざす、世俗的なものであるが、それらを、すべて、棄て切ることが、緊急、必要なことであった。

言葉をかえていえば、さし当って、彼自身にとって、大事なことは、思慮 (叡智 phronesis) や真理 (alētheia) を重んじ、蓄財や、名聞や、榮与を思慮の外に排除して、自分の魂ができる限り、善きものになるように配慮し (phrontizo)、世話する (epimeleomai) ことであった。総じて、外面的、虚飾的なものを排除して、精神が、叡知や真理や善美を

問題にするように配慮し、世話すること (phrontis kai epimeleia tes psyches hopos belistis estai) <sup>(二九D一E)</sup> であった。

かれは、あえて、このことをなした。

なお、その上、すでにふれたように、彼にとって、神の、彼に対する神託は、自分のみならず、市民をして、その魂を配慮、世話、啓発して、精神が、真理と真正面から対面できるようにせよと要求しているものであると解していた。すなわち、デルポイの神託が、彼にあったのは、自分だけでなく、市民をして、自己の無知の自覚をとうして、真理を洞見できるような、善美な自分自身につくり上げること、つまり、有徳な魂をもつ人間たらしめることであると解した。いな、彼は、それが神の命じたところのもの (tauta keleuei ho theos)、神の命令であると確信したのであった。

かくして、彼において、「人間にとって、最も善きことは、毎日、徳—中略—についで、語ることであって、—中略—魂の(筆者挿入)探究のない生活は、人間にとって、生きるに値しないもの (ho anexetastos bios ou biotos anthropol) <sup>(三八A)</sup>」であった。

ところで、彼は、魂をどのように考えていたであろうか。

彼は、魂を、「魂が、ただ自分自身だけのものを考察する場合には、魂は、あの純粹で、永遠で、不死で、恒常的なものへと赴き (eis to katharon te kai aei on kai athanaton kai hosautos echon)、そしてこれらのものと同類なもので、魂が自分自身だけであるときは、つねに、そういうものと共にあるのではないか。—中略—魂のこの状態こそは、『思慮 (phronesis)』と呼ばれるものでないだろうか」<sup>(七九D)</sup>とのべている。この、彼の言葉から、われわれは、彼は、魂は、純粹で、永遠で、不死で、恒常的なものとともにあり、このようなものに向かい、これを観得する力で

ある。すなわち、魂は思慮であり、普遍的なもの、真理を把握できるもの、神の知に迫りうるものであるとみていたと考へる。

魂が、元來、實在、眞の存在と共にあり、眞理を觀得する力、すなわち、思慮であるとすれば、彼が、積極的に、この方向に向つて、魂ができる限り立派なものになるように配慮し、世話することが当然であり、それは、人間として、市民として緊急なことであり、義務である。また、このことを氣遣うことが、人間として、市民としての徳について、知識、すなわち、眞の認識 (epistēmē) をうる道である。とすれば、彼にとつて、魂は思慮である限り、魂の吟味・世話・探究することは不可欠、当然のことであり、これのない生活は、人間に備へない生活であり、無知の生活である。

かくて、また、彼が市民に、この無知の生活を一擲させて、無知の自覺に向わせるために、魂の吟味、世話をするこゝが、彼の、神から与えられた使命でなければならぬ。<sup>(110A)・(111C)</sup>

また、そのように、彼は確信し、実行した。

そこに、彼が、また、「知を愛求しながら生き (philosophonta ne dei zen)、自分自身並びに、他人を吟味しながら生きていかなければならぬことになっているのに、そのとき、死 (thanatos) と、何か他のものを恐怖するところから、その持場を放棄するとしたら、それは、恐るべきことであろう」との自覺と責任を生じ、そこから、断平

、死の危険 (kindunos) を冒しても、知の愛求 (philosophia) をし、自他の魂の吟味をしつづけなければならぬと、彼を、その実践にかりたて、そのために、毅然たる態度に出でしめたのであった。

まさに、彼にとつて、神命を果たすことが、死の危険に遭遇する以上に、生き甲斐のあることであり、正しいこと (to dikaiou) であり、正義 (dikaionny = dikaiosunē) の実現であつた。それは、「不正を行うこと (adikēin) と、

それが神であれ人であれ、自分より優れたものに従わないこと (apeithein) は、悪にして恥辱な (kakon kai aiseiron) ことであることを知っている」<sup>(三九D)</sup> からである。とりわけ、もっとも優れたものである神に従わないことは、悪 (to kakon) であり、恥辱 (alaxhyn = aischune) であるとの自覚に、彼が立っていたからである。

かくして、神命に従うこと、それは、真理に直面する道であり、正しいことであり、その反対は、悪であり、恥辱である。——このように、神中心に考え、行動することが正義であるとすれば、彼において、悪と恥辱に対する正義の比重は、遙かに重く、正義は、死を、かけて、護らなければならぬものであった。さらに、彼の一切の思考と行動が、神命のままに、神を中心に行われるべきものであった限り、彼と神との関係は、その生き方において、神と一体たるべきものであり、神命のままに行動することが、その一切でなければならぬ。また、それが、正義であり、彼の確信を貫徹することであり、このことが、また、正義の実現でもあった。

ここに、われわれは、ソクラテースと神との関係は、神命に、彼の全生存を随順させること、神と一体となること、総じて、そのことが正義を実現することにあつたと結論して、言い過ぎではないと思う。また、そこに、彼が「善く生きること (to eu zen) の意義を見出し出したといえると思う。」<sup>(四八B)</sup>

## 二、ソクラテースと国家 (πόλις)、または、国法 (νόμος)

クリトーン篇において、プラトーン (Platón) は、ソクラテースの言葉として、「まず、第一に、われわれが、お前を生まれさせたのではないか。われわれのお蔭で、お前の父 (patér) は、お前の母 (mētér) をめとり、お前を産ませたのではないか」<sup>(五〇C)</sup>。しかも、お前が生まれて後の、お前の受けた、子供としての扶養 (trophé) と教育 (paideia) に関しては、「このために定められた諸々の法律 (nomoi) が、お前に音楽と体育を教え込むこと (en



*mousikei kai gymnastikei paiduein*)を、「お前の父に命じたものであつた」<sup>(五〇D)</sup>とのべているが、ソークラテースは、以上のようにのべることによって、まず、彼は、国家は人間が存在するために欠くことのできない生誕と扶養と教育を与えてくれたものであり、国家こそ、人間存在の可能根基をつくってくれたものであり、根源者であるとした。しかば、彼にとつて、「祖国 (*patris*)とは、母よりも、父よりも、また、その他すべて祖先よりも、もつと貴く、もつと崇敬さるべきものであり、また、もつと神聖なものであつて、神や理性 (*nous*)ある人間たちによつて (*par' anthrōpōis tois noun echousi*)、さらに尊重さるべきものであつた。また、「お前は、祖国に対して、より一その崇拜と従順とをしめし、その怒るときは、その父に対するときよりも、さらに一そう、いんぎんにして、それを説得によつて首肯させるか、また、それが命ずることは、何でもしななければならない。もし、祖国が忍従すること (*paschein*)を命ずるならば、黙つてこれに忍従しなければならない。もしも、それが、お前を、殴打であれ、投獄であれ、また、負傷、もしくは、戦死したりする戦争に導くものであるとしても、その意志は実行されなければならない。そして、それは正しいことである」<sup>(五一B)</sup>とも、彼は、のべている。

かくして、彼によれば、一般的にいつて、国家、具体的には、祖国は、人間、直接的には、アテナイ人の存在根拠である。それ故、人々は、祖国が命じたことに対して、黙つて従うこと、忍従すること、それが正しいことであり正義であると、強調させるのである。

しかも、この立論にもとづいて、彼は、さらに、市民たちは「逃亡したり、退却したり、その持場を棄てたりすることなく、むしろ、戦場や法廷や、その他何処においても (*en polemōi kai en dikastēriōi kai pantachou*)、およそ国家の命ずるところは、これを実行するか、または、真に正しことは何であるかを説得によつて、それに示さな

ければならぬ』<sup>(五B-C)</sup> 「祖国に対して、暴力を用いることは、不敬虔なことである (bizessthai ouch hoston)<sup>(五C)</sup>」と  
 べることによつて、市民は、人間存在の可能根拠である国家の命するところに忠実な公民でなければならぬことを  
 強調すると同時に、他面、国家を敬虔な (hosios) ものと把握し、国家の正しからざることに対処する仕方として、  
 暴力をもつてせず、たんに黙していず、説得をもつてすべきであると、彼の問答法 (dialektike) の正当性を強調  
 する。

思うに、それは、彼の、いかなる場合にも、不正に報いるに不正をもつてすべきではない (oude adikoumenon  
 ara antadikein)<sup>(四九B)</sup> という精神に発するものである。いな、より以上に、彼によれば、それは、国家の命令に従ふこと、  
 それに忍従することこそが、正義であり、これに背くことは不正を犯すことであると確信から出たものであつ  
 た。

ともかく、彼によれば、国家の不正に対して暴力を用いるなどということは勿論のこと、「人はどんな場合でも、  
 不正を行なつてはならないものである (oudanos dei adikein)<sup>(四九B)</sup>」。不正をするより、される方が正しいからである。

この原理に立てば、彼において、国家の不正に立ち向ふことのできるものは、説得と忍従であつて、もし、自己の  
 正義を実現しようとするれば、これらを通うして、正義を実現する以外に道はないことになる。実際、結果的には、彼  
 はこの道を選んだのであつた。すなわち、彼は、説得をつくして、その果てに忍従の方向をとつたのであつた。

それにしても、さらに、彼は、彼自身、何故、国家の命令、とくに、国法に従わなければならないかという理由を、  
 国法と国家Ⅱ市民たちの共同体 (hoi nomoi kai to koinon tes poleos)<sup>(五〇A)</sup> がやってきて、彼に、問いかけ、質問する形  
 で、次のようにのべる。

すなわち、お前が「一人前の市民となり、国家やわれわれ法律というものを理解するようになったときに、」国家(五二D)や国法が気に入らなければ、何処の植民地でも、また、外国へも行った。すなわち、行動の自由が与えられていた。

しかも、お前は、「われわれ国家と国法が、いかに裁判を行い、また、国家を統治しているかを実際に見ながら、なお、ここに留っている」。「このことは、われわれの命するところを履行することを、事実によって、われわれに約束したものである」。さらに、なお、われわれは、お前に、それを乱暴に履行を強要するのではなく、非があれば、われわれに非を悟らせるか、または、正しければこれを履行するか、二つに一つを択ぶことを許してさえた。(五二E・五二A)

しかるに、依然として、お前はここに留っている。(五二B)それは、要するに、「われわれ(国法)と国家とが、お前に気に入っているものであり、お前を万足させている」からである。実際、「断平として(sphodra)、お前は、われわれ(国家と国法)を択び、また、われわれの指令に従って、市民生活をすることを同意してきた。その上、お前はこの国を好きであるということをしめして、ここで、子供を拵えた」。(五二C)「お前がこの国を好いていたから」といえる。お前

が死罪を宣告された、あの裁判のさい(en tei dikai)でさえ、お前が望みさえすれば、「まだ、追放の刑を提議すること(phugēs timesashai)」も、国家の同意をえて、それを実行することもできたのである。「しかし、お前は、追放よりも、死を選ぶと云った(alla heïrou, hōs ephēstha, pro tes phugēs thanaton)」。(五二C)

さて、このように、お前は、国家の命令と国法に従う契約(xuntheka)と約束(homologia)をしている。しかしこれとても「お前が同意するにいたったのは、余儀なくされたためでも、欺かれたためでもない(ouch hupo anagkēs homologēsas oude apatheis)。また、短時間に決心することを強いられないで、七十年(en etesin ebdomekonta)」(五二D)も期間があった。しかるに、「お前は、この土地を離れなかったのは、盲人(etholoi)や跛(tuphoi)や、その他の不具者たち(anaperoi)(五二A)以上であった」。しからば、「他のアテーナイ人をはるかに越えて、お前はこの國に万

足し、そして、明かに、それ故に、われわれ国法に<sup>(五三A)</sup>万足していたのである」。

しかるに、いま、お前が、自から市民として遵守するとわれわれに誓った契約や約束に背いて、逃亡しようとするれば、それは、まず、お前は、「その生を賦与してくれた、その親であるわれわれ(国家)に服従せず、その養育してくれたわれわれに服従せず、また、われわれに服従することを約束しておきながら、服従もしないし、もし、よくないこと||不正をしたとしてもわれわれを説得しようともしないものである(homologésas hemin peithesthai oute peithetai oute peitheí hénas, ei mé kalos ti poumen)」。このようにして、お前は、以上の三つの点で、不正を犯すものである(ton mé peithomenon trichei phamen adiken)と<sup>(五二A)</sup>、<sup>(五三A)</sup>、<sup>(五四A)</sup>で、彼は断じて逃亡すべきではない理由をのべる。

このように、彼は、自分に呼びかける仕方、お前が、アテーナイに住み、この国の市民であることを選んだのは、決して、強制ではなく、自己の自由な意志によるものであり、国家の命令に従い、国法に従うことを同意したのも、同様に、余儀なくされたものでも、欺かれたものでもなく、長い年月の考慮の結果、自から決定したものであったとのべ、それと同時に、さらに、お前が、いま、国家の命令や国法に従わないということは、端的にいつて、ただ、単に国法を遵守しないばかりでなく、それは、人間としてもつ、思考と行動の自由を放棄するものであるときめつける。何故かといえ、それは、すでに、お前自身、「私は、いまばかりでなく、いつも、理性的思考(熟慮)の結果最善と思われるような理性的なこと(理性)以外にははたがわないう人間である(Thos egó ou monon nun alla kai aei poioutos, hoios tón enén medeni alloi peithesthai toi logói, hos an moi logizomenoi beltistos phanétai)」と<sup>(五四A)</sup>いつて、—— 思慮、熟慮、理性を重んじて、これ以外のものにもとづいては行動しないものだと高唱し、その態度を表明してきたことに反するからである。また、自分の理性で、自から選んだ国法に背反する行為をすることは、思考と行動の自由を放棄するばかりでなく、それは、今まで、お前の強調してきた主張や、今までの生き方や、信条を

根本的に否定して、思慮や理性を働かすことのできない「最もいやしい奴隷 (doulos psaulotatos) でもしそのようなことをする」<sup>(H10)</sup>ことになるからである。それは、恥しらすの奴隷のすることである。

ところで、彼にとって、恥辱 (aischlos) は最大の悪であった。したがって、「恥辱より以上に、死や、その他のこと」<sup>(H10)</sup>は、少しも考えてはならない (meden hupolagizomenon mēte thanaton mēte allo mēden pro tou aischrou)「ものであった。かくして、恥しらすなことは、彼においては、死を賭けても絶対にさくへきである。しからば、思慮や理性の吟味の上で、その適法であることを認めた国法を遵守しないで、「最も高貴な国法を蹂躪してまでも、恥知らずに、この生に執着している (etolmesas houtōs aischrots epithumein zēn, nomous tous megistous paratos)」<sup>(H10)</sup>などということは、断じて許されないことである。違法行為は断じて為してはならないものである。

さらに、彼が、「君は、法律の決定したこと (判決) が、何らの力もなく、私人によって無効にされ、抛棄されるような国家でも存在し、破壊されずにいることができると思うか (dokei soi hoion te eti ekeinēn tēn polin einai kai mē anatepaphthai, en hēi hai renomenai dikai mēden ischnousin, alla hupo idiotōn akuroi te gignoutai kai diaptheipontai,)」<sup>(H10)</sup>とどう反問を呈しているが、これは、端的にいうと、国家を存立させているものは、国法であり、したがって、国法は国家存立のための拠りどころであり、支柱である。それ故、彼にとって、国法を蹂躪するということは、国家存立の根拠を顛覆させることである。況んや、市民たちの契約と約束とによって成立した公的な国法が、個人の恣意や私人の利害によって無効にされ、抛棄され、権威なきものにされるとすれば、それは、ただ単に、国法の尊厳をきずつけるばかりでなく、国家存立の根拠を破壊し、その上、国家の存在によって生存することができ、人間の、すなわち、自己の存在の根基を顛覆させることになるという意味である。

換言すれば、国家は、人間存在の根拠であり、国法は、その支柱である限り、国法は、国家と市民・個人存在の理

法であり、個人の行動は、国法に従うことによって、その存在と価値をえ、人間として生きることを可能にする倫理である。したがって、個人の行動は、国法によって律せられ、国法は人間行為の準拠であると同時に、人間生活の根拠・理想を示すものである。しからば、彼において、国法に背反することは、一面では、国家の存立と同時に、自己の存在の息の根を止めるものである。と同時に、他面では、理想的人間、理想的国家への道と、その理念を放棄することになる。しからば、国法に従わず、これに背反することとは、断じて許されないことである。

さらに、詮じつめていえば、国法は、自分を含めて、市民の納得・承認の上に成った、契約、約束である。しかるに、それに従わないということは、契約、約束不履行の不実を犯すものであって、そのような人間は、国民としての価値もなく、また国民として、その存在を保証しなくともよいものである。また、国法への不服従は、国家に対して、不正を犯かす、不正の、恥辱的、奴隸的、また、思考と行動の自由をもたない人物であると断定されても致し方のないものであるということの意味するものである。

それにしても、彼において、国法に従わないということは、国法が国民の倫理であり、人間生活の規範たる限り、国民たることを否定し、人間を汚辱にあるものたらしめるものであり、断平、排撃さるべきものであった。

ともあれ、ソークラテースは、以上のようにのべることによって、結論的には、個人の倫理の理想を、国家の倫理に見出し、国法は人間生活の準拠をなすもの、理想であり、いや、理想でなければならぬとするのである。

まさに、国家的人間において、理想的人間であることができた。かくして、また、彼にとつて、国法は、高貴、尊厳なものであり、絶対に遵守すべきものであった。また、彼の、この、国法の高貴性と尊厳性の自覚と、その強調から、それに背反することは、断平、排除されなければならないものであった。

さて、それにしても、以上をひるがえってみると、彼は、市民の精神を、叡智や真理や、善美とはいかなるものであるかの無知に達しさせ、その自覚の上に立って、すぐれた精神の持主たる市民に誕生させることを目的に、魂を世

話するようにと、神から命ぜられたと確信し、この確信と使命観から、市民の誰かれの区別なく、魂の吟味をしたのであった。しかるに、このことは、メレイトスやアニュトスを中心とする一派の、ソークラテースに反対する人々によって、ソークラテースは、国家の信ずる神々を信ぜず、また、アテーナイの青年たちを毒するものであるとされて、裁判に附せられ、死罪の判決を受けるに至ったのであった。

神を信ずることの深い彼にとって、神の命令に従って行動することが正義であり、その使命を達成しないことは恥辱であった。——彼としては、この正義を、生命を賭けても実現しなければならなかった。

思うに、彼において、恥辱は、死や、その他のいかなるものをも絶して、排除せらるべきものであった。しかるにここに、彼の、いかなるものをも絶して、断平、恥辱の抹殺と、さらに、人間存在のために欠くことのできない国法護持のために、生命を賭けるべきであるという決意をさせ、彼をして、敢えて、その実践に赴かせたのであった。

ところで、彼にとって、国法に叛くことは、正義にそむくこと、すなわち、不正を犯すことである。恥じ知らずなことである。しかも、無恥、恥じしらず、恥辱、それは、死を賭けても排除しなければならないことであつた。

しからば、国法からの死刑の宣告を受けた彼が、それに従って行動するか否かは、正義を行うか、否かを実証することになる。

いまや、死刑の宣告を受けるに至った彼としては、正義の実現は、国法の要求通り、死罪の宣告に服するより他、道はないということになる。

しかもなお、彼は、「むしろ、国法及び正義に味方して、あらゆる危険を冒さなければならぬ (dein diakindunein) (iii)」という確信に立っている。しからば、彼にあっては、死を賭けても国法の正義と自己の正義を具現するために、以上の仕方をとることは、最善の道であつた。ここに、彼が、国法の尊厳を護持して、国法の正義と、自己の

正義（自己の主張の正しさ＝確信）とを完うするために、あえて、国法の命ずるままに、服罪した理由がある。

しかし、この仕方は、矛盾の道を通うして実現されなければならない。二律背反を冒すことなくしては、実現されないものであった。

何故か。——それは、一般的な思考からすれば、国法の尊厳と正義の護持は、生きて、それを忠実に実行することによって実を結ぶものである。しかるに、死罪に服してしまえば、それは不可能である。また、ただ、死罪をさけて何処かへ逃亡するとすれば、それは、判決の恐怖に抗しえないで逃げるものであり、それは、死刑の正しさを立証することになる。しかれば、国法の尊厳と正義を護持し、彼の主張の正しさを貫き、正義を顕現するためには、死罪に服するという矛盾をあえて冒す以外に方法はない。すなわち、このような、矛盾、二律背反を冒すことなくしては、彼の正しさは立証されえないものであった。

かくては、死罪の執行は、彼に正義を顕証させる機会と結果をもたらし、彼を永遠の正義に蘇生させるものであった。しかれば、以上、彼が、二律背反を冒す道をとったということは、最善の道をとったものである。

とにかく、彼は、死罪に服することによって、二律背反の中で、自己を止揚しなければならぬ。正義の実現を期さなければならぬ。ここに、彼の死罪に服した理由があった。

しかれば、彼が死罪の宣告に服したことは、彼にとって、まさに、以上のべたことからわかるように、国家の存立のためにも、国法の尊厳を貫くためにも、また、真の自己の生存と自己の正義を貫徹するためにも、いな、真に「善く生きること」のために、是非しなければならぬことであった。

さて、以上、われわれは、ソークラテースは、神をどのように考え、国家をいかなるものと考え、また、その国法をどのようなものと考え、正義と恥辱と死とをいかに考えていたかをみてきた。



しかも、結論的にいって、彼が死罪に服するに至ったのは、「徳と正義、並びに秩序や法律が、人間にとって、最も価値あるものである」(thé arété kai dikaiosunḗ poleiston axion tois anthrōpōis kai ta nomima kai hoi nomoi)」<sup>(H13C)</sup> という確信の上に立ち、この最高の価値あるもの (poleiston axion) を守るためであったことを知る。いな、そのために、彼は、死を賭けたのであった。まさに、彼にとって、徳や正義や、秩序や法律は、死に優るものである。—— 総じて、これを守ることは正義を護持することであると、確く信じたからであった。

しかもなお、彼が死罪に服するにあたって、この態度の正しさを立証していると、彼を考させたものは、子供のときから、いつも彼の心の中にやってくる、それは、一種の声 (phoné) であったが、—— として「それがやってくる、何時でも、何かしようとする、抑止するが、しかし、決して、勧めない」(thé hotan genétai, aei apotrepei me touto ho an mellō prattein, protrepei de oupote.)」<sup>(H13D)</sup> 神の声、すなわち、おせいび (daimonion) <sup>(H10A)</sup> が、そのわれや、<sup>(H10B)</sup> を止め、その声が聞えなくなったからであった。

いな、それを積極的な表現に切りかえるならば、神の声が服罪せよと命じたからである。

かくして、彼は、服罪し、死刑に服したのであった。

さて、以上、ソークラテースが、神託と徳と国法を守り、彼の内心に、諫止的に呼びかけることを止めた神の声に従って、死罪に服したことは、崇神の彼にとって、正しいことであり、正義であり、正義の実現であった。

これと反対に、それをなさないことは悪であり、恥辱なことであった。正義をふみにじることであった。

しからば、ソークラテースの立場からすれば、死刑という、いま、「私の身に起ったことは、疑いなく、善いことであり、もし、われわれの中のあるものが、死ぬことを悪いことであると思うならば、それは大間違いである (kinduneuei gar moi to xunbebekos touto agathon gegenenai, kai ouk esth' hopos hemeis orthos hapolamba-

nomén, hosoi oimetha kakon einai to tetnanai.)。——中略——何故か、もし私(ROBIC)が何か善いことに応ずるよう  
にしないとすれば、例の神のお告げが、かならず、私に反対するからである(Ou gar esth' hopós ouk henantióthē an  
moi to eióthos dénsion, ei mē ti emállon egó agathon praxem.)」。

いまや、彼の死を止める諫止の声はない。しからば、判決に服することは、彼にとつて、正しいことである。  
それにしても、なおさらに、彼を死罪に服することを決意させたものがあつた。それは何か。

それは、勿論、まず、彼が、いままでのべて来たような、人間及び国民の理想としての国法、正義としての国法か  
ら断罪されているものではないという確信と関連するものである。すなわち、彼を死に至らしめるものは、一にかか  
つて、遠き原因としては、長い年月の間に、アテーナイ市民の間に、伝えられ、貯えられてきた、誤解にもとづく、  
彼に対する根深い、市民「多数者の中傷と嫉妬(Chē tōn pollōn diabolē te kai phthonos)」であり、近くは、メ  
リートスやアニュトスらの悪意に満ちた訴状にもとづくものであつて、それが、さらに、最も思慮少くなく、魂の吟  
味と世話に心掛けない人間どもを駆つて、死罪の判決に踏み切らせ、彼を死に至らしめたものであつた。まさに、そ  
れは、正義としての国法から断罪されたのではなかつたのである。

しかもなお、彼によれば、右の人間どもは、彼を処刑することによつて、ソークラテースという、神から授けられ  
た賜物(Chē tou theou dosis)に<sup>(HIOB)</sup>あやまちを犯す輩であり、彼に死罪を宣告することによつて、却つて、真理のため  
に(Hupo tes aletheias)「兇悪(mochtheria)」と不正(adikia)の罪を負わされる輩である。<sup>(HIEA)</sup>

彼は、このような人間どもから、死罪、すなわち、不正を加えられたのであつた。しからば、もし、私が、死罪に  
よつて、この世を立ち去るとしても、それは、正義としての国法によつて処断されるのではなく、以上のべたような

真理から賤劣と不正を受くべき人間どもから不正を受けたものとして立ち去る(三九B)のである。国法、すなわち、正義から処刑されたものではないのである。まさに、死刑は、彼にとって、真理と正義を守りぬくためのものであって、死はよりよく生きるためのものである。

かくては、また、ソークラテースにとつて、真理によって、その兇悪と不正の罪を宣告されるような、恥しらずの人間どもと、一緒に生きていくことは、耐えられないことであつた。

そこに、彼をして、「私としては、いま、死んで、この人生の困苦(Drağıata)から自由になること(解放されること)が、一そうよいことである(四一D)」という、確信に立たせ、そのように実行させるのであつた。

思うに、すでにみてきた彼の生活態度からすれば、つまり、「少しも死を顧慮しないで、——中略——全力をあげて、何か不正(adikos)と不敬(anosios)なことをしないうちに顧慮してきた(三九D)」彼にとつて、「諸君、困難なことは、死を遁れることではない。さらに、はるかに困難なのは、悪を脱れることである。何故かといへば、それは、死よりも早く走るからである(me ou tout' hai chalepon, o andres, thanaton ekphugein, alla polu chalepōteron ponerian, taton gar thanaton thei.)」(三九A)という認識につきあたらせ、かくして、彼は、この走り足の早い、不正や神や悪(proneia)に、死を怖れることによつて、断じて、正義や敬神を遅引させてはならない、いな、却つて、不正や瀆神や悪を脱れるために、判決に服さなければならぬという確信に立たせ、彼をして、あえて、死罪の判決に服させるに至つたのであつた。

以上、ソークラテースは、人間の最高の価値である神命の尊重と、市民の徳の啓発と、人間の存在根拠である国家と、その国家の支柱である国法の尊厳と護持を貫くために、メレイトスやアニュトスをはじめとする、恥じ知らずの

人間どもによって判決された、不正なアテーナイの国法に肅然と服した。

いな、彼は、国法は、それ自体、国家、国民の存在の理法として、また、神聖なものとして、厳然と存在すべきものであるという信念と理念のもとに、宣告された判決の不正を激しく憤りながら、静かに、死罪に服したのであった。

さて、以上のべてきたところから、総じて、彼において、神の命令に従うこと、国家の命令に従うこと、国法を重んじて、これを遵守することは、正義であつた。いな、死は、正義も守りぬくことによつて、高い次元における生を意味するものであつた。しからは、正義こそ、彼にとつて、死にまさる、尊い最高の価値である。正義を護持し、貫かないことは、彼のもつともいやしめ、嫌う、恥辱であり、悪である。彼は、いかなる犠牲を払つても、この恥辱と悪は、断乎として排除しなければならない。生命を賭けても排除しなければならない。彼は、もつとも忌み嫌う恥辱と悪から脱却しなければならない。そして、正義を実現し、確立しなければならない。

ここに、われわれは、ソークラテースが、死の宣告を受諾した理由と、彼が、死をいかに考えていたかの真相をみる事ができると思う。

それにしても、しかし、なお、彼を死刑に服させるに至つたものは、以土でつきるであろうか。いや、われわれはここで、さらに、彼の靈魂観と、ハーデース (Aïōns || Hades || 冥府) 観に耳を傾けなければならないと思う。

さて、彼にとつて、死後の世界たるハーデースは、真誠な裁判を行える裁判官たち (dikastai) のいるところであつた。ところで、彼によれば、もともと、「裁判官の徳 (dikastou arete) は、ただ、正しいことをいつているかどうかを観察し、注意を払い」、それにもとづいて、正当な判決を下すことであつた。しかし、彼の時勢のアテーナイにおいては、そのような裁判官たちの存在を期待することができない。そのような裁判の行われるところは、ハーデース以外にないと考えられた。しかもなお、そこでは、いかに人間吟味が行われても、死刑という不当な手段によつ

て口を封ぜられるということがなく、その存分に行える、死のない、不死なるものたち (athanatos) の世界であり、死刑のないところであった。<sup>(四一C)</sup>

また、ハーデースは、彼にとって、「一生あこがれつづけた思慮 (叡智) に行きあうことのできる」<sup>(六八A)</sup> 世界でもあった。そこは、真理の所在の国、真理を鑑照できる国、真実の権威が、暴力や権力に優位している国であった。

その上、彼にとって、ハーデースは、もはや、「ここよりは、すくなくとも、あの世では、善き統治者たちに (depotais agathois kai hetairois) 出会えるだろうと、<sup>(六九A)</sup> 信じ」ることのできる場所でもあった。

しからば、彼にとって、ハーデースは、よろこんで赴ける国であり、真のいみで、人間の祖国であり、本当の自分自身にかえられるところでもある。それに、善き、賢き神や、神人や仲間たちのいる国でもあって、人間にとって、つきあたれる、あらゆる善、いな、幸福の中で、最も偉大な幸福 (tugchanei toi anthropoi panton megiston on ton agathon: the greatest of all blessings to man) の国<sup>(二九A)</sup>であった。

かくして、ハーデースへの旅立ちは、彼にとって、喜びであり、幸福であり、しかも、彼が、死を、単に「魂にあって、この世から、あの世への転生であり、転居である (metabole kai metoikesis tei psuche)」<sup>(四〇C)</sup>と考える限りにおいて、死は新しき生への出発であって、悲嘆の対象ではなかった。今や、彼にとって、死は、人生の困苦から自由になり、魂が解放されることと同義語である。それは、人間の本源的なものへの帰国であり、真理を認識することのできる、魂の祖国への帰還であり、蘇生である。かくして、彼にとって、死は、心の底から、汲めどもつきない静かなるこびにさそい、幸福の心に満ちあふれさせるものであった。

以上が、彼をして、死罪の判決に服することを決意させたものであると思う。

彼の死が、きわめて静かに、自由で、従容として、せまらざるものであったのも、このためであると思う。

さて、彼の死が、その確信にもとづいて、静かで、自由で、悠容せまらざるものがあったことを知るためには、われわれは、さらに、一段と突っ込んで、彼の靈魂観と、ハーデース観について究明しなければならない。しかし、いまは、問題を、ソクラテースが、自分の死をどのように考えていたかに限定してきた。

しからば、彼の靈魂観と、ハーデース観の論及は、この程度にとどめ、その本格的究明は、他日にゆずり、稿を改めて論じてみたいと思う。

(一九六二・二・一)

主なる参考文献

John Burnet, *Platonis Opera*. I.

The Leob Classical Library; I.

久保 次郎 訳 プラトン ソクラテースの弁明・クリトン

山本 光雄 訳 プラトン ソクラテースの弁明・他一篇

田中美知太郎 訳 プラトン ソクラテースの弁明・バイドン

なお、この小論は、昭和三十六年度に支給された、文部省科学研究費による「西洋古代の倫理思想の研究」の一部として脱稿したものである。